第一号5中

「（　2）　株式会社ニューメディア（北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）」を「同」に、

「（　2）　株式会社ニューメディア（北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）

（　2）の2　旭川ケーブルテレビ株式会社（北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）」を「同」に、

「（　38）　株式会社ジェイコム九州（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）」を「熊本県知事」に、

「（　38）　株式会社ジェイコム九州（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）」を「熊本県知事」に改める。

第一号8中

「（　2）　株式会社白馬さのさか」を「同」に、

「（　2）　東和観光株式会社（白馬さのさかスキー場に係るものに限る。）」を「同」に改める。

第一号11中

「（　3）　株式会社ニューメディア（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）」を「同」に、

「（　3）　株式会社ニューメディア（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）

（　3）の2　旭川ケーブルテレビ株式会社（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）」を「同」に、

「（　21）　成田ケーブルテレビ株式会社（千葉県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）」を「同」に、

「（　21）　削除」を「削除」に、

「（　32）　株式会社ジェイコム小田原（神奈川県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）」を「同」に、

「（　32）　削除」を「削除」に、

「（113）　株式会社ジェイコム九州（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）」を「熊本県知事」に改める。

第二号3中

「（　2）　東京電力株式会社

（　2）の2　東京電力ホールディングス株式会社

（　2）の3　東京電力フュエル&パワー株式会社」を「同」に改める。

第二号6中

「（　1）　国際石油開発帝石株式会社（大潟東京間高圧ガス輸送幹線、甲府ライン、両毛ライン、入間ライン及び静岡ラインに係るものに限る。）

（　1）　国際石油開発帝石株式会社（大潟東京間高圧ガス輸送幹線、甲府ライン、両毛ライン、入間ライン、静岡ライン及び富山ラインに係るものに限る。）

（　5）　東北天然ガス株式会社（山形天然ガスパイプラインに係るものに限る。）」を「削除」に改める。

○外務省告示第十五号

平成二十八年十二月十四日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成十七年六月二十二日付けの交換公文に従ってチュニジア共和国政府に供与されることになったボルジュ・セドリア・テクノパーク建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十四年十二月十日付けの口上書により平成二十八年十二月十五日まで延長された。）がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、更に平成三十年十二月十五日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

平成二十九年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十六号

平成二十八年十二月二十一日にアンマンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

平成二十九年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ヨルダン・ハシェミット王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とヨルダン・ハシェミット王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百億円（三〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ヨルダン二千二十五の改革計画（以下「改革計画」という。）においてヨルダン・ハシェミット王国政府を支援することを目的として、金融セクター、ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ヨルダン・ハシェミット王国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ヨルダン・ハシェミット王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利に〇・二パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ヨルダン・ハシェミット王国政府の権限のある当局が、改革計画の実施を支援することを目的として、既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、ヨルダン・ハシェミット王国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をヨルダンの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ヨルダン・ハシェミット王国政府の国家予算に編入される。

5　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してヨルダン・ハシェミット王国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

7　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

8　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報